

令和7年度事業計画書

公益財団法人労災保険情報センター（以下「当財団」という。）は、労働災害に係る補償制度及び療養補償として行われる医療の適正な実施及び充実に資するため、労働者、事業主及び労災指定医療機関等その他の関係者に対する協力援助並びに情報提供を行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この目的を実現するため、令和7年度は、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）、労災診療補償保険事業（以下「補償保険事業」という。）、情報普及事業、労災保険制度支援等推進事業（以下「支援等推進事業」という。）及び労災診療互助事業（以下「互助事業」という。）を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、公益財団法人としての責務と役割を十分踏まえ、円滑、効果的・効率的な事業運営を図る。

なお、令和7年4月から改正公益法人認定法等関係法令が施行されることから、所要の対応を適切に行う。

1 公益目的事業

(1) 援護事業

当財団と援護事業に係る貸付契約を締結した労災指定医療機関等（以下、労災指定医療機関等を「指定医」という。）が国に請求した労災診療費の相当額に係る立替払を、引き続き円滑かつ着実に実施する。

また、国及び医師会等関係機関と緊密に連携し、援護事業の一層の周知を図る。

加えて、被災労働者の保護を図るため、援護事業を周知する取り組みの一環として、地方厚生局が指定した保険医療機関に対し、都道府県労働局に労災保険の指定申請を行うよう働きかけるとともに、指定医を対象とした労災保険制度の周知啓発のための研修会を開催する。

(2) 補償保険事業

当財団と労災診療補償保険支援に係る契約（以下「補償保険支援契約」という。）を締結した指定医（以下「補償保険支援契約医」という。）が国に請求して不支給となった労災診療費と健保等他の保険等との差額を補償する補償保険金の支払を、引き続き迅速かつ適正に実施する。

また、補償保険金請求についての問い合わせに対しては、懇切丁寧な対応に努め、的確な保険金の支払に資する。なお、認可特定保険業としての財務の健全性の維持に努めるとともに、同業務に携わる職員等に対する保険業法等関係法令の順守を図るための研修についても引き続き実施する。

(3) 情報普及事業

ア 労災診療費算定実務研修会（以下「実務研修会」という。）事業

労災診療費算定基準の正しい理解と労災診療費の適正な請求を実現するため、指定医の医療事務担当者等を対象とする実務研修会については、都道府県労働局、都道府県医師会等関係機関と調整の上、効果的かつ効率

的な開催に努める。

なお、開催に当たっては、集合開催、オンライン開催によるなど柔軟な対応に努める。

イ 広報事業

労災保険制度全般に関する情報等を広く普及させるため、当財団ホームページを活用し、各種情報等を提供するとともに、労災保険制度等に関してホームページを経由して送付された電子メールによる相談・質問について、引き続き的確に回答する。

2 収益事業等

(1) 支援等推進事業

ア 図書の出版販売の事業

労災保険制度、労災医療等に関する書籍を発行するとともに、各種情報を提供する広報誌「季刊ろうさい」を引き続き発行する。

発行書籍等については、その内容に沿った広報に努めるとともに、リーフレットの作成、医学関係情報誌等への広告の掲載及び医療機関等へのダイレクトメールの送付などの営業活動を行い、販売の促進を図る。

イ 国、医師会、医療機関及び事業主等（以下「依頼主」という。）からの受託等の事業

依頼主からの受託等については、当財団が受託可能な調達案件に係る情報収集、入札参加の検討及び応札を行うなどにより受託の増加を図る。

一部業務の再委託を受けている国が公告した「労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の外部委託事業」については、全国展開となったことを踏まえ、受託先と更なる連携を図り、的確かつ効率的な遂行に努める。

また、講演及び研修については、講師陣の充実に努め、講師及び講演内容を紹介するためのパンフレットを都道府県医師会等関係団体へ持参の上、説明するなどして周知を図るとともに、引き続きホームページへの掲載及び電子メールでの申込受付を行うなど、医療機関以外にも営業対象を拡大して事業展開を図ること等により実施回数の増加に努める。

(2) 互助事業

補償保険支援契約医の相互扶助等を図るため、引き続き安定的かつ継続的に以下の事業を行う。

ア 長期運転資金貸付金貸付事業

補償保険支援契約医の経営改善に資するため、本事業の周知による活用促進に努めるとともに、適正かつ円滑な運用を図る。

イ 振興助成事業

労災医療に関する知識の付与と資質の向上を図るため、都道府県医師会が指定医を対象に実施する研修に助成する。

ウ 事業運営費補助事業

補償保険支援契約の促進等を図るため、都道府県医師会に対し、事業運

営費を補助する。

エ 普及等促進事業

補償保険支援契約医に対し、労災診療費等に関する情報等の周知等を図るため、参考図書を配付するとともに、実務研修会への助成等を行う。

3 その他

(1) 指定医に対する契約勸奨

援護及び補償保険支援契約勸奨については、指定医に対する支援をさらに強化するため、労災受診者が比較的多く見込まれる中規模及び整形外科等の指定医を重点として取り組む。

(2) 職員資質の向上

当財団が令和3年に認証を取得した、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS ISO/IEC 27001:2022/JIS Q 27001:2023）の運用に当たって求められている、情報セキュリティに関する知識の付与のため、ISMS運用計画書に基づき、全職員に情報セキュリティ研修を受講させる。

また、事業継続計画（BCP）を実施可能なものとする体制構築のため、全職員に対して当財団の業務に必要な各種資格の取得を奨励するとともに、職員の多能工化を図る。

(3) システムの円滑な運用等

RICシステム及び管理系システムについては、引き続き安定かつ円滑な運用に努めるとともに、より効果的なシステムとなるための見直しを行う。

また、令和8年度に予定されているRICシステム及び管理系システムの機器等更改に向けた取り組みに着手する。

(4) リモート環境の活用

円滑な事業運営を図るために整備したリモート環境を活用し、引き続き、オンラインによる理事会、実務研修会を開催するなど、柔軟な対応に努める。

(5) 関係機関との連携

関係機関との連携については、特に都道府県労働局及び医師会との密接な連携を図るとともに、社会情勢の変化に応じた迅速な対応を行うなどにより、既存事業の継続的な実施及び新規事業の発掘に努める。

(6) 法改正への対応等

令和7年4月、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律等が施行されることから、当財団についても改正内容に沿った対応を図る必要がある。

今回の改正においては、財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化及び自律的なガバナンスの充実、透明性の向上の大きく3点について対応を求められているため、関係規程の整備を始めとして、法令等の改正を踏まえた事業運営体制の充実等に努める。